

ASIAGAP農場用管理点と適合基準Ver.2.2に対してお寄せいただいたパブリックコメントへの対応

No.	ASIAGAPVer.2.2 (パブリックコメント版)		提案者	問題点・疑問点	改正提案	ASIAGAP ver.2.2	
	管理点 番号	管理点				対応	
1	-	用語の 定義と説明	審査員	用語の定義と説明の追補を期待します。 次の適合基準における用語についてオフィシャルな定義をお願いします。 ●検証 ●ユーティリティ(7.2.2) ●仕様/仕様書(7.2.3) ●適正衛生規範(17.8(1))	審査の現場で用語の見解への統一ができないことで混乱を生じています。	検証は、すでに用語定義に記載がある。ほかの用語は解説書に記載する。	
2	-	用語の定義	指導員	セクターの定義説明は不要か。		直接の定義は無いが、総合規則3.(21)生産工程で定義している。	
3	1.1(3)	適用範囲	指導員	総合規則の修正に合わせたということで、新たに“セクター”という表現が登場しますが、農場のCPCCの用語の定義には登場しない言葉で非常にわかりづらい印象を受けます。 また、総合規則の4ページ目の用語の定義(21)でもセクターそのものの説明はなく、“生産工程”の説明になっています。ちなみに、この“生産工程の説明文も、総合規則では赤字で改訂されていますが、農場用CPCCについてはそのまま、整合性がないと感じます。	(3)セクター (B I : 青果物、茶の栽培工程、収穫工程、B II : 穀物の栽培工程、収穫工程、D : 青果物、茶、穀物の農産物取扱い工程)	総合規則と同様の修正を行った。	
4	3.3	文書・記録の保管	指導員	そろそろ文書管理の責任者を想定してみてもどうか。組織における情報連携は文書によることがほとんどである。にもかかわらず、その文書が各責任者ごとに散逸する可能性を含んでいる。農場経営の持続を意図するならば、必須であると思うのだが。文書体系も含めて。		今後の改定で対応を検討する。	
5	5.3	商品仕様の明確化	指導員	商品と農産物の関連は適用範囲にあるように思うが、仕様の中に種苗だけでよいか。栽培方法などを加味するならば、農産物や圃場を含め、関係性を明確にするべきではないか。 また、総合規則の1.2適用する範囲には、農産物(製品)及びその生産工程(プロセス)とある。 商品と製品の区分けは？ 製品：農産物取扱い工程で生産の目的として完成したものの 商品：取引を目的とした製品の出荷の形態 ※取引で上での数(1個等)を示せるような形態となっているものが製品であるべきで、一般的には製品と商品は1個のものを示す場合は同じである。	商品に対応する農産物を追加する 製品と商品と農産物の関係性を明確にする	製品と商品は同じ。今後、言葉の整理をしていく。 仕様の中の種苗はあくまでも例として取り上げたに過ぎない。農場として他に必要だと判断するインプットがあれば仕様に記載する必要がある。	

No.	ASIAGAPVer.2.2 (パブリックコメント版)		提案者	問題点・疑問点	改正提案	ASIAGAP ver.2.2
	管理点 番号	管理点				対応
6	5.5.1(3)	農産物特有の食品安全 安全危害要因の抽出	指導員	「環境にさらされることによって」とは、すべての農産物に該当しないか。どのような環境かを規定する必要がないか。 また、「危害要因となりうる微生物汚染」とは、これもすべての農産物に該当しないか。 結局言いたいのは、低温細菌による食品危害（低温保管する農作物等）ということなのでは。		5.5.1が5.5に含まれているのは、当然である。 5.5だけでは特定されない場合があるので、5.5.1で特別に規定した。 特有な状況とは、例えば低温長期保管、低酸素（山芋・嫌気性菌）などがあげられる。
7	5.5.1(3)	農産物特有の食品安全 安全危害要因の抽出	指導員	この項目は「農産物特有の食品安全危害要因」の抽出を要求しているが、「環境にさらされることによって」という表現でどんな「特有な状況（物）」を表現している不明。5.5に含まれていると思われ、どんな「特有な状況」なのかを明瞭にすべきと思います。		
9	7.2.1	検査機関の評価・選 定	指導員	今後、自社やグループ企業内での分析を実施するケースが出てきた場合、GFSIの要求（FSMBI122）を満たすような記述しておくべきではないかと思えます。	組織内で上記の食品安全に関する検査を実施する場合には、検証された試験方法に従って力量がある人員によって検査を行っていることを証明できなければならない。（国際的な熟練度試験への参加など）	残留農薬検査に関しては残留農薬検査機関のガイドラインを適用する。 それ以外の検査に関するガイドラインは、今後整備していく。
8	7.2.2	仕入先とは	指導員	仕入先は提供業者の一つという言い方だとすると、管理点の項目としては、提供業者と保守業者のほうがよくないか。 仕入れるもののリスク評価はそれなりに必要であるとしても、ここでの想定仕入先とは、近所のコンビニエンスやホームセンターを想定しているのか（例えば手洗い石鹸などの市販品を購入する）。 書けと言われれば農場でも対応はできるが、その意味が何かを説明する必要はないか。ISOなどにも記載があるが、一般市販物の品質をその仕入先に求めても、どのような回答があるか、そしてその意味が農場の持続可能性などにどのように寄与するのか。	意図するのは生産工程でのインプットやアウトプットに関係する外部の取引業者の取引評価を目的としていると思われる。 ・品質 ・納期 ・価格 など これらは農場の持続可能性に寄与する。よって、管理点として取り上げ、第三者などによる評価をする、ということと思われる。	適合基準の中で対象となる仕入先・サービス提供者を限定しているがより明確化するため「農産物の安全性に影響する下記の仕入先・サービス提供者」とした。偽装など販売店の信頼性は国内においてはあまり問題となっていないが国際的には重要であるとしてGFSIの要求がある。
10	7.2.2	仕入先・サービス提供 者の評価・選定・ モニタリング	指導員	GFSIのBR FSM BI14.1では、食品安全に影響を与える購買品やサービスについての購買管理を求めています。現在のASIAGAPのCPCCでは、①の1)~3)のように細かな指定がされており、何のための仕入れ先・サービス提供者の管理をするのかが分かりにくくなっています。 さらには、実際の審査のなかでは、電気保安協会や、上水道の管理を行っている行政についての評価やモニタリングをするように求められており、実行することの重要性が感じられないという声も多く聞かれているのが現状です。 現状では、規格に書いてあるからやっている、という管理になっていますが、本来は何のために評価をするのかを理解し、どの購買品・サービスを評価をするのかは生産者が考えるべきだと思います。 ※7.2.3項では①に“農産物の安全性に影響する”と書いてあり、この7.2.2と整合性が取れていません。また、審査員もそれを理解していないように感じます。	①最終製品の食品安全に影響を与える原材料（インプット）、サービスのサプライヤー（供給者）について、選定・評価・承認・モニタリングする手順を文書化しなければならない。 ②①の手順を実施した記録を残している。	

No.	ASIAGAPVer.2.2 (パブリックコメント版)		提案者	問題点・疑問点	改正提案	ASIAGAP ver.2.2	
	管理点 番号	管理点				対応	
11	7.2.3③	仕入品および提供されるサービスの仕様	指導員	すべての仕入れ品に仕様書があるわけではありません。例えば、上水道の仕様書は？水道の規格値をここで出してくれるのは意味が違ふと思います。必要に応じて、という考え方を示すべきではないかと思ひます。	③必要な場合、仕様書との整合性を確認している。	仕様書とすると供給者が提供するものと誤解を受ける場合があるので仕様とした。ここでいう仕様とは、購買者である生産者側が決定するものである。従って生産者が求める性能や成分を決め、それを満たしているかどうかを確認するということである。また、管理点7.2.3(3)で仕様を確認する仕組みを求め、その仕組みに沿って管理点7.2.4(1)で確認すると整理した。	
12	7.2.4①	仕入先・サービス提供者との取引	指導員	前項と同じで、すべての仕入れ品に仕様書があるわけではありません。読み方によっては、8.1と被ると思ひます。	—		
13	8.3	商品の取扱い	指導員	生産工程の明確化の中の観点では、明確化した事項に、このような内容があるかどうか。		8.3は不適合品の識別管理について言っている。商品のフローダイアグラムとは直接的に関連しない場合もある。	
14	9.1.1(6)	商品に関する苦情・異常への対応手順	指導員	総合規則8.1(3)a)に「農場・団体における食品安全に関する重大な不適合、すべての商品回収及び起訴については、確実に認証機関に報告すること」とあるが、CPCCでは、「法令違反があった場合のASIAGAP認証機関への報告」しかない。総合規則に合わせるべきと思ひます。		総合規則8.1(3)a)に合わせ「食品安全に関する重大な不適合、すべての商品回収及び起訴についての認証機関への確実な報告」とした。	
15	9.1.1(6)	商品に関する苦情・異常への対応手順	指導員	「法令違反があった場合のASIAGAP認証機関への報告」という表現が、法令違反がどこまでなのか、という部分で分かりづらひと思ひます。	(6)公的に公表されるべき法令違反があった場合（製品の回収など）、ASIAGAP認証機関への報告		
16	9.2.1(5)	農場のルール違反への対応手順	指導員	「総合規則に関するルール違反があった場合のASIAGAP認証機関への報告」という表現が、9.1.1の(6)と同じで分かりづらひと思ひます。具体的にどんなことをイメージしているのでしょうか？	総合規則の具体的な場所を示すか、以下のような表現を検討する。 (5)出荷の一時停止や制裁措置が適用されるような規制違反が発生した場合のASIAGAP認証機関への報告	ルール違反を発見しないと報告もできないため、ルール違反があった場合⇒ルール違反が確認された場合に修正する。 総合規則違反は、農産物の安全以外の不適合があった場合の是正を報告する。例えば9.2認証農場・団体の義務、10.ASIAGAPの認証に関する表示などへの違反が該当する。表現は変更せず解説に追加する。	
17	13.3.1	手洗い設備	指導員	作業員に対し十分な数の根拠が分かりません。日本の法律等を例に根拠となるものを示してください。特に法令がなければ協会の見解でも結構です。		混雑してトイレや手洗い設備の順番待ちが頻発していなければ十分な数と判断する。	
18	13.3.1	手洗い設備	指導員	十分な数のトイレとは誰がどのように判断したらいいのか。曖昧にすると、農場が勝手に決めても、審査員の思い込みでも、どちらでも良いことにならないか。例えば、2、3時間だけ働くような場合、その作業者はカウントするべきか。			
19	17.4	青果物の保管	指導員	「青果物」とした意味は。適合基準には「農産物」という意味しかない。そして、用語の定義では、「青果物」≡「農産物」と思われる。あえて文言を分ける意味を知りたい。		青果物、穀物、茶ごとに記述内容が異なるため青果物では「青果物の保管」、穀物では「穀物の保管」、茶では「荒茶及び包装資材の取扱いと保管」としている。	
20	17.5	圃場及び倉庫における汚染と交差汚染の防止	指導員	GFSIが削除した理由が不明です。GFSIが削除してもASIAGAP基準から削除する理由にはならないと思ひます。「農産物」の中に「特定の作物」も含むと解釈するからでしょうか？		GFSIが削除した理由は不明であるが、残しておく必要はないと判断したため削除した。	

No.	ASIAGAPVer.2.2 (パブリックコメント版)		提案者	問題点・疑問点	改正提案	ASIAGAP ver.2.2
	管理点 番号	管理点				対応
21	17.8	施設の設置・設計・建設・保守	指導員	施設の設置と、施設の建設の違いを知りたい。それとも設置ではなく、立地なのか。		敷地内のどこら辺にレイアウトするかを意図して設置とした。今回の改定では保守を追加している。
22	17.12	農産物取扱い施設における環境モニタリング	指導員	(1)で要求していることは、管理点5.5、管理点17.6で特定されていると思いますがいかがでしょうか。「汚染リスク」という言葉はリスク評価後の食品安全危害要因のことでしょうか？「汚染リスクを抑えるための環境モニタリング計画」とは対策も含んでいるのでしょうか。対策については管理点5.7に含まれていると思いますがいかがでしょうか？「環境にさらされることによって生じ、危害要因となりうる微生物等について」のみモニタリングするのはなぜでしょうか？		17.4と17.6でリスク評価をした結果、17.12でモニタリング（適切な管理状態で行われていることの確認）を行うということであるため、17.12の(1)を「管理点5.5.1（3）の抽出および管理点17.4、17.6のリスク評価に基づき農産物取扱い工程および、農産物取扱い施設における汚染リスクを特定している。」とした。対策は(3)において実施を求めている。「環境にさらされることによって生じ、危害要因となりうる微生物等について」GFSIは重要だと判断し、要求しているため特出しの項目を用意した。
23	17.12	農産物取扱い施設における環境モニタリング	指導員	5.5.1での文言表記に同じ。ここでは、17.4は想定していないと読み取れるが、認識の違いなのか。（青果物の保管では、環境にさらされるという表現がない）認識に誤解を生じないようにすることも、農場の取組を誘うためには重要ではないだろうか。		
24	18.3	収穫や農産物取扱いに使用する容器・備品・包装資材の管理	指導員	管理点の表記は「包装資材」であり、適合基準は、「資材（容器包装材・薬剤を含む）」であり、これで整合しているとはいえないと思うが。おそらくこちらの管理点は農産物に直接触れるようなものをいい、次の管理点18.4は間接的な用途のものを言っているのかと思われるが、果たしてその理解で良いのか。		適合基準の表記を「資材（容器包装材・薬剤を含む）」から管理点の「容器・備品・包装資材」に修正した。使用期限が無い場合には、自ら使用期限を設定し使用するという意味であるため「使用期限の定められていないものは使用可能な状態を設定して使用している。」とした。薬剤については18.4に有効期限を守ることを追加した。
25	18.3(4)	収穫や農産物取扱いに使用する容器・備品・包装資材の管理	指導員	使用期限がないような包装資材があると思います。無理にメーカーに使用期限を設定するように求めると、実際の運用よりもはるかに短いことがあること現状です。使用期限を設けるものは、薬剤であるべきではないでしょうか。	(4)農産物取扱い工程で使用する資材（容器包装材・薬剤を含む）は、先入れ先出しなど適切な順番で使用し、使用期限があるものについては、期限前に使用している。	
26	20.1	廃棄物の保管・処理	指導員	(1)の一文目は良いとして、「農産物、資材類、さらには環境の汚染をしないように保管し、処理をしている。」とあるが、この「さらには」というのは何に何をプラスするのか。「何に」は、「農産物、資材類」というモノのこと。「何を」は、「環境の汚染をしないように」とあるが、これはモノではない。文脈が途切れいる、何かを省略してしまっている、というように読み取れるが。		廃棄物による商品の汚染を防ぐだけでなく、環境の汚染を防ぐことをさらに求めている。

No.	ASIAGAPVer.2.2 (パブリックコメント版)		提案者	問題点・疑問点	改正提案	ASIAGAP ver.2.2
	管理点 番号	管理点				対応
27	24.3.7. 1	農業の適正使用に関する検証	指導員	収穫の可否を判断する責任者が、農業の記録を確認すべきでは？ 例えば、農場の責任者。 また、同様に、出荷の可否を判断する責任者が、農業の記録を確認すべきでは？ 例えば、商品管理の責任者。 作業の前に、必要な確認をするのは、その作業を担当する責任者の仕事であるから。 同様に、農業の責任者が収穫予定日を確認するのは、農場の責任者が収穫予定日を何処かに明示してあるからできることになる。このように相互の責任者が情報の連携をしておくことを前提として、適合基準に沿うように配慮すべきではないだろうか。		検証をして問題が確認された場合、農業管理の責任者が農場の責任者や商品管理の責任者へ連絡する責任が当然ある。 11.4で農業の計画・使用業務を担当するのが、農業管理の責任者となっているため。
28	25.1.2 (2)	適切な施肥設計	指導員	食品安全について配慮が必要なのは、施肥方法を含めなくてよいか。		施肥方法による汚染のリスクは低いと考えられるため記載していない。
29	25.1.3 (6)	肥料等の安全性	指導員	「廃水と糞尿の安全な使用に関するWHOガイドライン」については、参照先を明示してほしい。このワードで検索してもヒットするものがない。 末尾の資料欄にある、 WHO Guidelines For The SAFE USE OF WASTEWATER, EXCRETA AND GREYWATER を記載すべきでは。 他には、 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行令 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則 という法令はある。		英語の原文のURLは下記の通り。 https://www.who.int/water_sanitation_health/publications/gsuweg4/en/ 日本語訳は国立保健医療科学院によるものが下記URLとなる。 https://www.niph.go.jp/soshiki/suido/pdf/h29whossp/SSP_JP_AllFinal.pdf これらは基準の解説に記載する予定。
30	16.1.1. 1	スプラウト類に使用する水の安全性	指導員	「塩素濃度」とあるが、表記上は、「残留塩素濃度」とすべきでは。		スプラウトの衛生管理指針で有効塩素濃度と表記しているののでそれに改める。

*今回の改定案との関連が薄いと思われるコメントは対応表に掲載していませんが、必要に応じて事務局よりご連絡をする場合がございます。